

令和2年度 大牟田市教育委員会第1回臨時会会議録

1. 日 時

令和2年8月24日（月）

開会14時00分 閉会15時04分

2. 場 所

大牟田市職員会館3階第2・3会議室

3. 出席者

教育長：安田 昌則

委 員：山本 和夫、嶋田 桂子、東 秀樹、笹井 葉子

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

事務局長 中村 珠美、総務課長 平野 裕二、総務課主査 石橋 安司、
教育みらい創造室主査 松葉 茂、学校教育課長 平河 良、学校教育課主査 松浦 知典、
指導室長 小宮 武士、学務課長 黒田 昌幸、学務課給食担当課長 木下 久美子、
学務課主幹 内野 裕昭、学務課主査 永島 孝浩、学務課担当 篠原 亨、
市民協働部調整監 富安 徹、市民協働総務課主査 松本 浩一、同 鳥取 誠、
地域コミュニティ推進課長 徳川 昭彦、地域コミュニティ推進課主査 浦川 一浩、
同 山田 真理、生涯学習課長 原 美佳、生涯学習課青少年担当課長 楠 修

6. 傍聴人数

0人

7. 開会の宣告等

13時00分、教育長が開会を宣告し、本日の議題について非公開の発議の有無の確認を行った。非公開の発議なく全案件を公開することと決定した。

(報告事項)

1 大牟田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての意見書について学校施設の被害状況について【教育みらい創造室】

教育長 大牟田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての意見書について説明をお願いします。

教育みらい創造室主査 大牟田市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての意見書について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を、「大牟田の教育」の作成を通して実施したところであるが、この点検及び評価について学識経験者(福岡教育大学の石丸哲史教授)に依頼していた意見書が提出されたので報告するもの。

教育長 何かご質問・ご意見はありませんか。
委員 意見書の４ページ目、子ども読書推進事業についての意見にある「ビブリオバトル」とはどのようなものですか。

教育長 数人のグループで、各自、自分の好きな本の紹介をして、その後で意見を戦わせ、どの本を一番読みたくなったかを定めるものです。

委員 １ページ目の最後のところから「教育委員会だより」について触れられていますが、よりわかりやすい記事になるよう考えていただいたおかげで、「表現も市民にわかりやすい」と評価されていますし、「市民目線での広報の王道」という言葉もいただいているので、本当に「教育委員会だより」は素晴らしいのだと思いました。

また、子ども読書推進事業についての意見で、「印刷媒体に限定し、その貸出し冊数の多寡でもって事業の評価をすることは今や妥当ではなくなってきた」とあり、これからの読書というのは印刷媒体だけではないのだなと感じました。

教育長 今後、８月３１日の市民教育厚生員会で報告し、１０月下旬にホームページ等で公表することとなっています。冊子も１０月下旬に配布の予定です。では、本件についてはご理解いただいたものと考えてよろしいですか。

(承諾する旨の声あり)

(審議事項)

議案第８号 大牟田市立学校通学区域審議会委員の任命について【学校教育課】

教育長 大牟田市立学校通学区域審議会委員の任命について説明をお願いします。

学校教育課長 大牟田市立学校通学区域審議会委員の任命について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明)

- ・ 大牟田市立学校通学区域審議会委員１０名（任期１年）の任命を行うことについて審議を求めるもの。
- ・ 同審議会は、市立小学校及び市立中学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は改廃に関する事項その他通学区域に関し必要な事項について調査審議する。

教育長 何かご質問・ご意見はありませんか。
無いようでしたら、原案のとおり承認してよろしいですか。
(承認する旨の声あり)
それでは承認します。

議案第 9 号 財産の取得についての専決処分に係る議案の作成について（大牟田市立学校学習用端末）【学校教育課】

議案第 10 号 財産の取得についての専決処分に係る議案の作成について（大型提示装置一式）【学校教育課】

議案第 11 号 財産の取得についての専決処分に係る議案の作成について（みなと小学校外 27 校基幹通信設備）【学務課】

教育長 議案第 9 号・第 10 号・第 11 号は、いわゆる G I G A スクール構想事業の実施に伴い、教育に必要な情報環境を整備するためのもので、関連がありますので、まとめて説明させていただきます。その上でそれぞれについてご質問をいただき、採決を行うこととします。では、説明をお願いします。

学校教育課主査 財産の取得に係る議案の作成について説明します。

（資料に基づき、以下の内容について説明）

- ・ 【議案第 9 号】市立学校学習用端末を取得するに当たり、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条の規定に基づき、7 月 31 日に市長が専決処分を行った。については、同条第 3 項の規定により当該専決処分について議会に報告し、承認を求める議案の作成について審議を求めるもの。
- ・ 【議案第 10 号】大型提示装置一式を取得するに当たり、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条の規定に基づき、8 月 6 日に市長が専決処分を行った。については、同条第 3 項の規定により当該専決処分について議会に報告し、承認を求める議案の作成について審議を求めるもの。
- ・ 【議案第 11 号】みなと小学校外 27 校基幹通信設備を取得するに当たり、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条の規定に基づき、8 月 18 日に市長が専決処分を行った。については、同条第 3 項の規定により当該専決処分について議会に報告し、承認を求める議案の作成について審議を求めるもの。

教育長 まず、議案第 9 号について、ご質問・ご意見はありませんか。

委員 「取得の価格」の額は、全て消費税込の額ですか。

学校教育課主査 はい、そうです。

委員 議案第 9 号・第 11 号の（「取得の方法」の）「随意契約」は、どのような意味ですか。

学校教育課主査 議案第 9 号・第 11 号は、ともに、機械そのものの調達だけではなく、（議案第 9 号の）タブレット端末であれば、初期設定業務が発生します。（議案第 11 号の）基幹通信設備についても、フィルタリングソ

フトの設定や、インターネットをどのような構成で設定するかなどの技術的な初期設定業務が大きく関わってきます。このような業務が含まれる場合には、市の契約検査室では発注を行わず、原課による調達となり、全て随意契約によることとなります。

委員

学校教育課主査

委員

教育長

指名競争入札の場合はどこが行いますか。

契約検査室が行う行為が指名競争入札となります。

わかりました。

他にありませんか。無いようでしたら、議案第9号については、原案のとおり承認してよろしいですか。

(承認する旨の声あり)

それでは承認します。

次に、議案第10号について、ご質問・ご意見はありませんか。

委員

学校教育課主査

大型提示装置は、どのような使い方をしますか。

各普通教室に設置する大型の液晶モニターで、基本的には、先生のタブレット端末の画像や、子供たちの端末の画像を転送して表示して共有するものです。

委員

学校教育課主査

電子黒板のようなものですか。

電子黒板は各小学校に一台配置していますが、今回は各普通教室に一台導入します。

電子黒板は画面を直接触って操作しますが、大型提示装置は、先生がタブレット端末を持って動きながら操作できるので、直接触っての操作するものではありません。

委員

学校教育課主査

教育長

画面の大きさはどれくらいですか。

55インチです。

他にありませんか。無いようでしたら、議案第10号については、原案のとおり承認してよろしいですか。

(承認する旨の声あり)

それでは承認します。

次に、議案第11号について、ご質問・ご意見はありませんか。

委員

インターネット接続は、これまで「有明ねっとこむ」でまとめて行われていたものを、今後は各学校で接続するということですが、その初期設定も「有明ねっとこむ」が行うことになりますか。

学校教育課主査

はい、そうです。

委員

一人一台タブレット端末を持つようになったら、コンピューター教室のPCとは別の使い方をすることになりますか。

学校教育課主査

はい。学校との協議が必要となると思いますが、コンピューター教室が今後も本当に必要かどうかを検討し、必要でないとなれば、コンピューター教室のPCは以後更新しないことになる可能性も考えられます。

教育長

今後、情報教育の在り方を、ハード面を含めて検討していかなければ

ばならないということです。

委員

順調に進んだとして、端末等はいつ頃整備されますか。

学校教育課主査

今後、業者との調整を行うこととなりますが、早くて年明けになる見込みです。

教育長

他にありませんか。

無いようでしたら、議案第11号については、原案のとおり承認してよろしいですか。

(承認する旨の声あり)

それでは承認します。

(協議事項)

1 令和2年度大牟田市一般会計補正予算(案)について【総務課・市民協働総務課】

教育長

令和2年度大牟田市一般会計補正予算(案)の教育委員会分について説明をお願いします。

総務課長

令和2年度大牟田市一般会計補正予算(案)の教育委員会分について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明)

- ・ 主に、国の2次補正予算による学校再開に伴う感染症対策等への経費の支援によるものや、7月の豪雨災害にかかる災害復旧費などの事業を補正するもの。
- ・ 歳出の主な内容は、災害救助法に基づく被災児童生徒への教科書、学用品等の現物支給、制度改正に伴い会計年度任用職員となった特別支援教育支援員への諸手当等の必要な経費の増額、一人一台端末環境整備に当たり、児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備やWi-Fi環境がない家庭への通信機器の用意、学習指導員やスクール・サポートスタッフの配置、学校の換気対策・衛生対策等に要する物品購入や電源工事、中友小体育館トイレの洋式化・乾式化・換気対策、中友小・みたと小・三池小の図書室、コンピューター室等の空調設備更新工事、松原中の管理諸室の空調設備更新工事、7月6日の豪雨で被災したみたと小の校舎1階や体育館、宮原中の法面崩壊の復旧ほか、学校の修繕、浚渫、グラウンドの整地等の復旧工事等。

教育長

何かご質問・ご意見はありませんか。

委員

1点目は、資料1ページ目の(教育費国庫補助金の)7 教育指導費補助の01 学校情報機器整備費補助について、家庭学習のための通信機器の購入に対する補助との説明がありましたが、これについてもう少し詳しく教えていただきたいのと、2点目は、3ページ目の(教育指導費の)36 学校ICT化推進事業費の(1) 情報機器整備事業費の説明で、Wi-Fi環境がない家庭への補助、というような表現があったのですが、その補助はどのような基準で行われますか。

- 総務課長 (歳入でいう) 補助は、あくまでも、国から補助を受ける場合の細目ですので、歳出でご説明した、(Wi-Fi 環境が) 未整備の家庭に対してどうするか、という趣旨のご質問とと思われますので、これについて担当の主査からご説明させます。
- 学校教育課主査 国の補助を受けて、工事が不要なモバイル Wi-Fi の機械を市の方で用意します。新型コロナウイルス感染症で休校が長引くなど、緊急事態に近い状態になった場合に、その時点で市が通信契約を行い、Wi-Fi 環境がない児童生徒に貸与することを想定しています。
- 委員 資料 8 ページ目の羽山台小の給食調理業務の委託化は、新型コロナウイルス対策のために行うものですか。
- 総務課長 新型コロナウイルスとは関係ありません。これまで、直営・委託併用方式を進めてきたところ、今般、事務事業見直しに伴う労使協議で整理できたため、委託化することとなったものです。
- 委員 資料 4 ページ目の(学校管理費の 9 新型コロナウイルス感染症対策費)の(1) 学校保健特別対策事業費のところの「財源のみ」とはどういうものですか。
- 総務課主査 当初、5 月に組んだ予算では全て一般財源でしたが、これが国の補助の対象となりましたので、それを充てる部分について補正を行います。今回は歳出の動きがありませんので、「財源のみ」の補正となるものです。
- 委員 資料 1 ページ目等の「補助金」は、返す必要はないと思いますが、2 ページ目の「(災害) 復旧債」は返す必要があるのですか。
- 総務課主査 何々債とあるのは市が借り入れをしているものですので、返す必要はありますが、過疎債のように、後で有利な交付税措置がなされるような起債もあります。
- 委員 わかりました。
- 教育長 他にありませんか。
- 無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
(承諾する旨の声あり)
- では、続いて令和 2 年度大牟田市一般会計補正予算(案)の市民協働部所管分について説明をお願いします。
- 市民協働部調整監 令和 2 年度大牟田市一般会計補正予算(案)の市民協働部所管分について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明)

- ・ 歳出の主な内容は、災害発生時に避難所となる地区公民館にパーテーション等の感染対策物品を保管するための物置の設置や、一時的な食品保存のための冷蔵庫の更新、7 月 6 日の豪雨で被災した三川地区公民館の 1 階事務室、図書コーナー、多目的ホールなどの床面及び壁面の張替、エレベーター、音響設備等の設備関係の更新、机や椅子、蔵書用書架の備品や図書の購入、床下の消毒・清掃、駛馬地区公民館の本館 1 階について三川地区公民館同様の復旧工事、同

館別棟プレーホールの床面全面及び壁面の張替、出入口、窓枠の補修等。同じく三池地区公民館の空調設備及び煙感知機の更新、リフレッシュおおむたの本館及び体育館の防水対策等。

教育長
委 員

何かご質問・ご意見はありませんか。

資料2ページ目の（公民館費の）6新型コロナウイルス感染症対策費の（1）地区公民館感染症予防対策事業費のところで、感染症予防のためのパーティション等の物置というような説明がありましたが、パーティション自体の購入は必要ないのでしょうか。

地域コミュニティ推進課長

避難者に使っていただくためのパーティションは、防災対策室で別途購入します。これは、そのようなものを保管するスペースのためのパーティションを購入する経費を計上しているものです。

委 員
教育長

わかりました。

他にありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。

（承諾する旨の声あり）

教育長

その他にご意見、ご質問はありませんか。

無いようでしたら、以上で第1回臨時会を終わります。

閉会 15時04分